

岬町ひとり親世帯家賃補助金交付要綱

制 定 令和 5 年 5 月 2 2 日

最終改正 令和 5 年 9 月 2 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 1 9 年法律第 1 1 2 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する住宅確保要配慮者のうち、ひとり親世帯の居住の安定のため、予算の範囲内において家賃の低廉化に向けた岬町ひとり親世帯家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することを定め、もって岬町における空き家等の有効利用及びひとり親世帯の居住の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、岬町補助金等交付規則（平成 5 年 3 月 3 1 日規則第 1 0 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家賃の低廉化 この要綱による補助金の交付により補助対象賃貸住宅に入居の同意を得た者（以下「入居者」という。）が負担する家賃の低廉化を図ることをいう。
- (2) ひとり親世帯 次のいずれかに該当する者が、1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの子を 1 人以上養育している世帯をいう。
 - ア 配偶者と婚姻（内縁関係を含む。）を解消した者
 - イ 配偶者が死亡した者
 - ウ 配偶者の生死が明らかでない者
 - エ ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力をいう。）で裁判所からの保護命令が出された者
 - オ 婚姻によらないで生まれた子を養育している者（事実婚の場合を除く。）
- (3) 専用住宅 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（法第 9 条第 1 項第 7 号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅をいう。以下同じ。）であって、大阪府の定める住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録基準に基づき登録を受けた住宅（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に限り、集合住宅における住戸及び居室を含む。）をいう。
- (4) 補助対象賃貸住宅 専用住宅のうちこの要綱による補助金の交付の対象となるものをいう。
- (5) 補助対象賃貸人 補助対象賃貸住宅を賃貸する事業を行う者をいう。
- (6) 家賃算定基礎額 公営住宅法施行令（昭和 2 6 年政令第 2 4 0 号。以下「施行令」という。）第 2 条第 2 項の家賃算定基礎額をいう。施行令第 2 条第 2 項の家賃算定基礎額に係る入居者の収入は、第 9 条第 1 項及び第 7 項において確認する世帯の所得（施行令第 1 条第 3 号に定める収入をいう。以下同じ。）を合算した金額とする。
- (7) 公営住宅並み家賃 家賃算定基礎額に公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差

を表すものとして地価公示法（昭和44年法律第49号）第8条に規定する公示価格その他の土地の価値を勘定して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、岬町に係るもの及び当該補助対象賃貸住宅（その補助対象賃貸住宅が共同住宅である場合にあっては、当該補助対象賃貸住宅の共用部分以外に限る。）の床面積の合計を65平方メートルで除した数値を乗じて得た額をいう。その額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- (8) ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅 賃借人（賃借人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃借人を含む。）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅であって、法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であって、法第9条第1項第6号に規定する範囲にひとり親世帯を含むものをいう。
- (9) 多子世帯 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子が3人以上同居する世帯をいう。

（補助金の交付対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象賃借人による補助対象賃貸住宅へのひとり親世帯を入居させる事業（以下「補助事業」という。）とする。

（補助金交付対象住宅）

第4条 補助対象賃貸住宅は、第2条第3号に規定する専用住宅であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 岬町に存すること。
- (2) 家賃（1月当たりの家賃をいう。以下同じ。）の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること。なお、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として国による改修工事の費用補助の直接補助を受けた住宅については、家賃低廉化後の家賃の額が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業による岬町における国の直接補助を受ける場合の上限家賃の水準以下であること。

（補助金の交付対象入居者）

第5条 補助金の交付対象となる入居者は、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) ひとり親世帯であって、第2条第2号アからオまでのいずれかに該当する者と、その子のみで居住していること。
- (2) 世帯の所得を合算した金額が21万4000円（多子世帯にあっては、25万9000円）以下であること。
- (3) 世帯主となる者が、通算して5年以上岬町に住所を有していること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助、生活困窮者自立支援法（平成25年法第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項第2号に規

定する住宅支援給付を受給していない者であること。

(5) 世帯主になる者が住宅を所有していないこと。

(6) 暴力団関係者（暴力団員（岬町暴力団等の排除に関する条例（平成24年12月21日条例第18号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。又は暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)) でないこと。

（補助金の交付対象者）

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に定めるいずれにも該当する者であつて、補助事業を行う補助対象賃貸人であること。

(1) 補助対象賃貸住宅を有する者（法人を含む。）

(2) 暴力団関係者でないこと

（補助金の交付対象となる経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象賃貸住宅に係る家賃とする。

（補助金の額等）

第8条 町長は、補助対象賃貸人に補助金を交付する。

2 補助金の1月当たりの額は、次の各号に掲げる賃貸借契約書における1月当たりの家賃の額に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、補助金の1月当たりの額は、賃貸借契約書における1月当たりの家賃の額から1月当たりの公営住宅並み家賃の額を控除して得た額を超えないものとし、その額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(1) 40,000円以上 40,000円

(2) 40,000円未満 1月当たりの家賃の額に相当する額

3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

4 補助金の交付対象期間の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 賃貸借契約における入居可能日（家賃徴収の始期となる日をいう。）が月の初日であるときはその月から、その日が月の初日以外の日であるときは翌月から年度末までの期間とする。

(2) 賃貸借契約における入居終了の日が月の初日であるときは前月まで、その日が月の初日以外の日であるときはその日が属する月までとする。

5 賃貸借契約における入居終了の日以前に契約が終了した場合又は補助金規則第15条の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、前項第2号の規定を準用する。

（入居者資格の確認等）

第9条 町長は、補助対象賃貸人が、補助対象賃貸住宅に新たに入居する者を決定しようとするときは、必要な書面を添付した入居者資格確認申請書（様式第1号）を提出させるものとする。この場合、町長は、補助対象賃貸住宅に新たに入居する者の求めに応じ、入居者資格確認申請書の事前確認をすることができる。

2 町長は、入居者資格確認申請書について内容を審査し適正であると決定したときは、入居者資格確認通知書（様式第2号）により通知し、不適正であることの決定をしたときは、理由を付けて通知するものとする。この場合、通知を受けた補助対象賃貸人は、補助対象賃貸住宅に新たに入居する者に対し、通知の内容を速やかに通知するものとする。

る。

- 3 前項により決定した内容のうち、第5条第1号に規定するものに係る適用期間は、補助金の交付対象期間の開始日から同年度の3月末日までとする。
- 4 第2項により決定した内容のうち、第5条第2号に規定するものに係る適用期間は、補助金の交付対象期間の開始日から翌年度の9月末日までとする。
- 5 継続して補助対象賃貸住宅に入居している者に係る第5条第1号に規定する要件の資格確認については、第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、入居者資格確認申請書の提出時期は2月とする。
- 6 前項により決定した内容の適用期間は、入居者資格確認通知日以後最初の4月1日から翌年3月末日までとする。
- 7 継続して補助対象賃貸住宅に入居している者に係る第5条第2号に規定する要件の資格確認については、第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、入居者資格確認申請書の提出時期は6月とする。
- 8 前項により決定した内容の適用期間は、入居者資格確認通知日以後最初の10月1日から翌年度の9月末日までとする。

(補助金の交付申請及び申請時期)

第10条 町長は、補助対象賃貸人が次のいずれかにおいて補助対象賃貸住宅への補助金の交付を受けようとする場合は、補助金等交付申請書(補助金規則様式第1号)を提出させるものとする。この場合において、補助対象賃貸住宅に入居する者は、第9条第2項の規定により適正であると決定された入居者資格確認申請書に係る入居者とする。

- (1) 新たにこの補助金の交付を受けようとする場合
- (2) 翌年度も継続してこの補助金の交付を受けようとする場合

- 2 前項第1号の申請においては、入居者資格確認の適用開始日から当該適用開始日と同年度の3月末日までの期間に係る申請をすることができるものとする。
- 3 第1項第2号の申請においては、当該年度において補助金の交付決定を受けていることを条件とする。
- 4 第1項第2号における補助金等交付申請書の提出時期は、補助金交付を受けた年度の2月とする。
- 5 第1項第2号の申請においては、翌年度4月1日から同年度3月末日までの期間に係る申請をすることができるものとする。

(申請の取下げ期日)

第11条 補助金規則第7条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金等交付決定通知を受け取った日から起算して15日以内とする。

(軽微な変更)

第12条 軽微な変更は、内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で交付金の額に変更を生じないものとする。

(入居の届出)

第13条 補助対象賃貸人は、第9条に規定する入居者資格確認通知書に係るひとり親世帯が入居したとき、入居届(様式3号)を町長に提出しなければならない。

(補助対象賃貸人の責務)

第14条 町長は、補助対象賃貸人に、次の各号に掲げる場合を除くほか、入居者から権利金、謝金等の金品を受け取ることを、その他入居者の不当な負担となることを賃貸の条件とさせてはならない。

- (1) 毎月その月分の家賃から1月当たりの補助金の額を減じて得た額を受け取る場合
- (2) 家賃の3月分を超えない額の敷金を受け取る場合

2 町長は、補助対象賃貸人に、毎年、ひとり親世帯であること及び第5条第2号に規定する所得の調査を行わせることとする。

(賃貸借契約の内容)

第15条 補助対象賃貸人は、補助金等交付決定通知書(補助金規則様式第2号)の交付後、当該入居させようとする者と賃貸借契約書を締結するものとする。

2 前項の賃貸借契約書において、入居者が不正な行為によって補助対象賃貸住宅に入居したときは賃貸借契約を解除することを賃貸の条件としなければならない。

(実績報告)

第16条 町長は、補助対象賃貸人に、次の表に掲げる補助事業の期間について、それぞれ当該表に定める期日に補助事業実績報告書(補助金規則様式第4号)を提出させるものとする。

補助事業の期間	報告期日
4月、5月及び6月	7月1日から31日まで
7月、8月及び9月	10月1日から31日まで
10月、11月及び12月	1月4日から31日まで
1月、2月及び3月	3月末日

2 町長は、前項及び次項の補助事業実績報告書を審査し、並びに必要なに応じて現地調査をし、その内容が補助金等交付決定通知書における決定内容及びこれに付けた条件並びに第9条に規定する入居者資格確認通知書に適合すると認めるときは、補助金を支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、町長は、第1項に規定する補助事業の期間の最終月以前の月に家賃低廉化の事業が終了する場合、事業が終了する月の翌月に補助事業実績報告書を提出させるものとする。

4 町長は、補助対象賃貸人が、補助金の受け取りについて、補助対象賃貸住宅の管理等をしている不動産店等に委任させることができる。

5 町長は、補助対象賃貸人に、前項の委任に関する必要な届出をさせなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、補助金規則に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書(補助金規則様式第5号)により補助対象賃貸人に通知するものとする。

(補助金の交付期間)

第18条 同一の補助対象賃貸住宅に対する補助金の交付期間は、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として賃貸人が大阪府に登録した日から10年間を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の補助対象賃貸住宅に対するこの要綱に基づく岬町の

補助金の総額が480万円に満たない場合、当該補助対象賃貸住宅に対する当該補助金の総額が480万円を越えない範囲内で、補助金の交付期間を最長20年間までとする。

(交付の請求)

第19条 第17条の規定により補助金等額確定通知を受けた者は、速やかに補助金等交付請求書(補助金規則様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第20条 町長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第21条 交付対象者は、事業の完了の日まで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月21日から施行する。